

令和5年6月16日

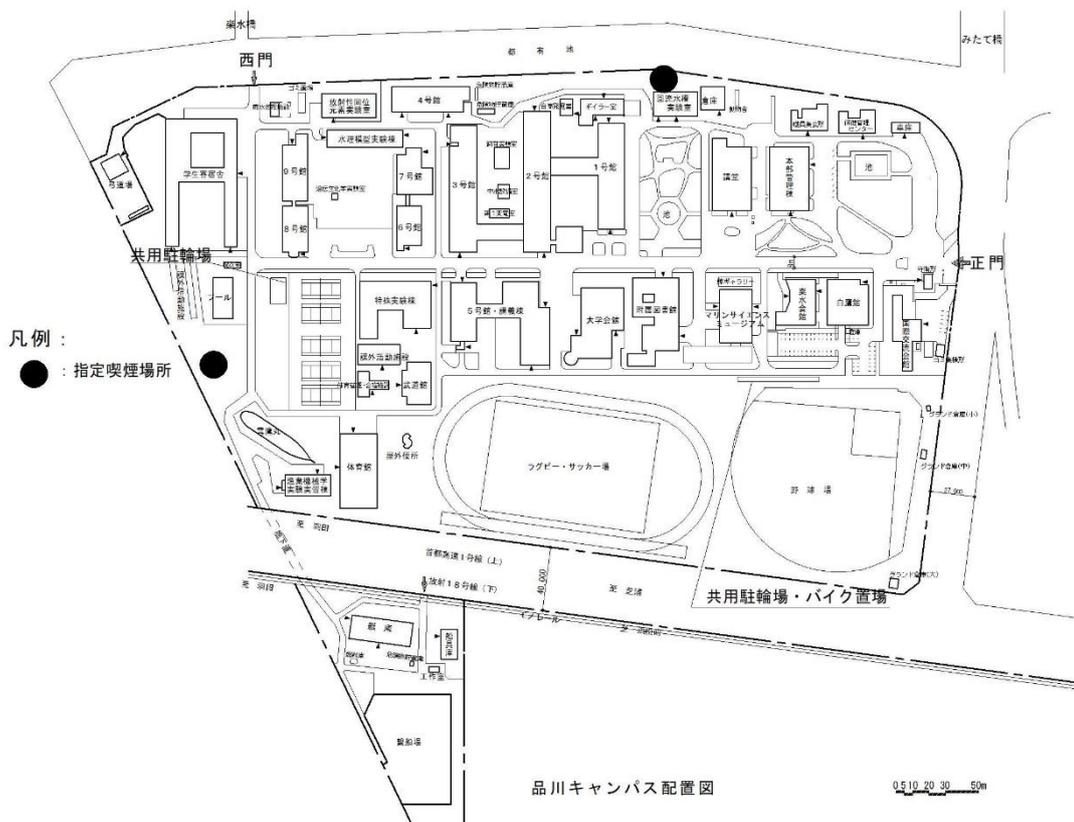
## 東京海洋大学における禁煙対応について【周知】

健康増進法の一部を改正する法律が平成30年7月に成立し、大学等においては令和1年7月1日より全面施行の規制が始まりました。また、東京都でも、東京都受動喫煙防止条例により都独自のルールが定められ、条件を満たした屋外喫煙場所以外での喫煙が禁止されています。

本学では学長裁定を定め、また、望まない受動喫煙の防止を図るため、特に健康影響が大きい子供等20歳未満の者に配慮し、屋内全面禁煙及び屋外指定喫煙場所以外での禁煙を徹底し、学生、教職員及び学内外の関係者を含め、その徹底を図り、安心・安全な教育研究環境を整備しています。

本学の喫煙場所は以下のとおりです。(令和5年6月16日現在)

### 品川キャンパス



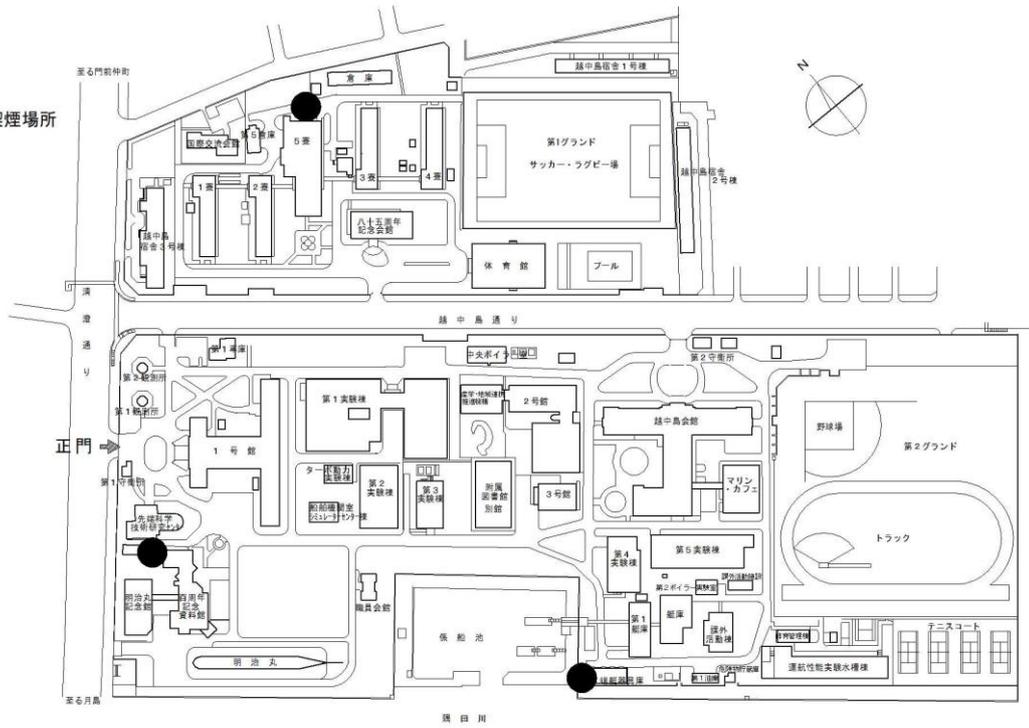
品川キャンパス配置図

0 10 20 30 50m

# 越中島キャンパス

凡例：

●：指定喫煙場所



越中島キャンパス配置図

0 10 20 30 50m